

船橋市農業モニターに関する要綱

(設置)

第1条 農政に対する意見、要望等を広く公正に聴取し、農政に反映するため、船橋市農業モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(定数)

第2条 モニターの定数は、20人以内とする。

(資格及び委嘱)

第3条 モニターは、本市に居住し、農業を営む者又は農業に従事している者で、農業委員又は次の各号に掲げる団体の推薦を受けた者から農業委員会が委嘱する。

- (1) 農業協同組合
- (2) 船橋市園芸協会
- (3) 船橋市果樹園芸協会
- (4) 船橋市農業士等協会

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。

(職務)

第5条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農政についての建設的な意見、要望等の提出に関する こと。
- (2) レポート及びアンケートへの回答に関する こと。
- (3) 視察及び座談会への参加に関する こと。

(報償)

第6条 モニターの報償額は、次のとおりとする。

- (1) レポート及びアンケートへの回答等文書の提出 1回につき1,000円
- (2) 視察及び座談会等への出席 1回につき2,000円

2 農業委員会は、前項の報償金を当該年度における業務終了後に支払うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。